

重要事項説明書

訪問看護サービス（医療）

< 令和 7 年 3 月 1 日 現在 >

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人 信岡会
代表者名	理事長 中川 義久
所在地・連絡先	(住所) 〒861-1331 熊本県菊池市隈府 494 番地 (電話) 0968-25-3141 (FAX) 0968-25-0879

2. 事業所の概要

事業所名	菊池中央病院訪問看護ステーション
所在地	熊本県菊池市隈府 494 番地
事業所指定番号	4361090071
連絡先	TEL 0968-25-1550 FAX 0968-25-1560 携帯電話番号 080-2743-0935
サービス提供地域	菊池市全域 合志市全域 山鹿市（山鹿地区・菊鹿地区・鹿本地区）
管理者氏名	村上 千枝

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する必要な事項を定め、利用者に対する適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
-------	---

運営の方針	ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるように努めるものとする。
-------	--

4. 事業所の職員体制

業者の職種	人数（人）	常勤	非常勤	常勤換算後の人数	職務の内容
管理者・看護師	1.0	1.0		1.0	管理・看護
看護師	2.0	2.0		2.0	看護
准看護師					看護
理学療法士					

5. 事業の実施地域

事業の実施地域	菊池市・合志市・山鹿市（山鹿地区・菊鹿地区・鹿本地区とする）
---------	--------------------------------

6. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日、祝日	8：30～17：00
営業しない日	土曜日 日曜日 5月3日～5月5日
	12月30日～1月3日

但し、24時間対応制を取っていますので、緊急時やお困りの際にはいつでもお電話下さい。

7. サービスの内容及び提供の方法

（1）サービスの内容

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 病状、障害の観察 | ⑥ 認知症患者の看護 |
| ② 清拭、洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 療養生活や介護方法の指導 |
| ③ 食事及び排泄など日常生活のお世話 | ⑧ カテーテル等の管理 |
| ④ 褥瘡の予防、処置 | ⑨ その他医師の指示による医療処置 |
| ⑤ リハビリテーション | |

（2）サービス提供の方法

- ① サービスは、「訪問看護計画」に沿って提供いたします。
- ② サービスを提供した際には、あらかじめ定められた「訪問看護計画書」等の書面の必要事項を記入して、サービス提供終了時に利用者の確認を受けます。

- ③事業者は、一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「看護計画書」の内容に沿ってサービス提供の状況、目標達成等の状況に関する「訪問看護サービス記録書」等の書面を作成して、利用者に説明のうえ交付（するとともに、介護支援事業者へ提出）します。
- ④事業者は、前記「訪問看護サービス記録」等の記録を作成終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

8. サービス利用料及び利用者負担

- ①利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。
- ②この金額は、介護保険法定利用料に基づく金額です。
- ③利用者負担金は、毎月、20日に口座振替にてお支払いいただきますようお願い致します。

【料金表】

訪問看護基本療養費

令和6年4月1日現在

項目		料金	利用者負担		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養Ⅰ	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		6,050円	605円	1,210円	1,815円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,440/回	744円	1,488円	1,488円
	月の2回目以降	2500円/回	250円	500円	750円

24 時間対応体制		6,400 円	640 円	1,280 円	1,920
緊急訪問看護	1 日につき 1	2,650 円	265 円	530 円	795 円
早朝（6：00～8：00）		2,100 円/回	210 円	420 円	630 円
夜間（18：00～22：00）		2,100 円/回	210 円	420 円	630 円
深夜（22：00～6：00）		4,200 円/回	420 円	840 円	1,260 円
複数名訪問看護 看護師等（週 1 回まで）		4,500 円/回	450 円	900 円	1,350 円

<夜間・早朝、深夜の場合は、1 回あたり下表の該当金額を基本料金に加算します。

>

<必要に応じ、所定額に加算される利用料>

2 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求致します。 なお、自動車を使用した場合は（1、通常の実施地域を越えた地点から 10km 未満 500 円 2、10km 以上 1,000 円）により請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	3 日前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	2 日前までのご連絡の場合	1,000 円を請求いたします。
	前日までにご連絡のない場合	2,000 円を請求いたします。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

9. 秘密保持

当事業所の訪問看護等職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の保護に関する法律」を遵守し漏らさないことを堅く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

当事業所は利用者と利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者と利用者の家族の個人情報を利用しません。

10. 事故発生時の対応

事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な情報を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	全日病団体保険
補償の概要	対人・対物 1億円

11. サービス内容に関する相談・苦情対応

当事業所相談窓口	相談責任者	村上 千枝
	電話番号	0968-25-1550
	FAX	0968-25-1560
	対応時間	午前8時30分～午後5時（月～金曜日）

	住所	熊本県熊本市東区1丁目18番7号
--	----	------------------

熊本県国民健康保険団体連合会	熊本県国民健康保険団体連合会分館	
	電話番号	096-365-0329（介護保険対策室）
	FAX	096-214-1105
対応時間		午前 8 時 30 分～午後 5 時 （土・日・祝祭日を除く）

1 2．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者： 村上 千枝
-------------	------------

- （２）成年後見制度の利用を支援します。
- （３）苦情解決体制を整備しています。
- （４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- （５）介護相談員を受け入れます。
- （６）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3．身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を遂行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4．心身状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めるものとします。

1 5．居宅介護支援事業者との連携

- ①指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付しま

す。

- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービスの提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

令和____年____月____日

事業所	所在地	熊本県菊池市隈府 494 番地
	名称	菊池中央病院訪問看護ステーション

説明者	所属	菊池中央病院訪問看護ステーション
-----	----	------------------

氏名 _____

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

(署名代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____

菊池中央病院訪問看護ステーション

訪問看護利用契約書【医療保険】

_____（以下「利用者」という。）と菊池中央病院訪問看護ステーション（以下「事業者」という。）は、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、健康保険法等の関係法およびこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、主治医の訪問看護の指示書から始まり、指示期間の終了までとします。

第3条（訪問看護計画とサービスの提供）

- 1 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
- 2 事業者は、訪問看護計画書を作成し、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合、訪問看護計画の変更を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、それぞれのサービスの提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保存します。

- 2 事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

第5条（利用者負担金の滞納）

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担を〇ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は〇ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときにはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項に定める協議などの努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合は、文書によりこの契約を解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対していつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告満了日に契約は解除されます。

第7条（事業者の解約権）

事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。この場合事業者は、主治医に連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条に基づく、契約期間が満了したとき
- 二 第5条に基づき、事業者から解約されたとき
- 三 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき
- 四 第7条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされたとき
- 五 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - （一）利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合
 - （二）利用者が死亡したとき

第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第10条（個人情報保護）

- 1 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契

約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は、利用者の家族の同意を予め文書で得ない限り、サービス担当者会議などで個人情報を用いません。

第 11 条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません

第 12 条（緊急時の対応）

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

第 13 条

事業者は、契約の有効期間中、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実地が出来なくなった場合には利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかし、事業所は感染症及び災害に係る事業継続計画を策定し速やかにサービス開始に努めます。（※熊本県訪問看護ステーション連絡協議会監理者会においてはこのような事態に備え、協力ステーション体制を整えています。）

第 14 条（身分遂行義務）

訪問看護サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第 15 条（協力義務）

利用者は、事業者が訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第 16 条（契約外条項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 17 条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

（利用料金のお支払い方法）

利用者負担金は、毎月、20 日に口座振替にてお支払いいただきますようお願い致します。

上記の契約を証するため、本 2 通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1 部ずつ保有するものとします。

令和_____年_____月_____日

事業所	所在地	熊本県菊池市隈府 494 番地
	名称	菊池中央病院訪問看護ステーション

説明者	所属	菊池中央病院訪問看護ステーション
-----	----	------------------

氏名 _____

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

(署名代理人) 住 所

氏 名 続柄